

令和8年6月15日

## 群馬県内信用金庫における成年後見制度関連手続の共通化について

北群馬信用金庫（理事長 入澤 達也）は、群馬県内に本店を置くすべての信用金庫と3信用組合により、成年後見制度関連手続に関する取扱いを下記のとおり共通化いたします。

当金庫では、今後もお客さまのご要望にお応えできるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

### 記

#### 1. 共通化の目的

成年後見制度関連手続において、金融機関ごとに書式や記入方法、ご提出いただく確認書類が異なるなどの煩雑さを解消し、お客さまのご負担を軽減することを目的としています。

#### 2. 成年後見制度関連手続を共通化する信用金庫及び信用組合

高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、利根郡信用金庫、館林信用金庫  
北群馬信用金庫、しののめ信用金庫  
あかぎ信用組合、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合

#### 3. 共通化の概要

- ・ お客さまにご記入いただく「成年後見制度に関する届出書」等の書式の共通化
- ・ お客さまからご提出いただく確認書類（登記事項証明書等）の共通化

※ 本取組は、成年後見制度に関する手続を共同で行うものではなく、これまで同様、各信用金庫・信用組合への書類の提出が必要となります。

なお、お取引内容によっては、信用金庫・信用組合毎にお手続が一部相違する場合がございますので、詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

#### 4. 実施日

令和8年7月1日（水）

以 上